

# **出雲市認知症施策推進計画**

(令和7年度(2025)～令和8年度(2026))

**令和7年(2025)1月27日**

**出雲市**

## 目 次

1	計画策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 3
2	計画の位置づけと期間	・ ・ ・ ・ ・ 6
3	計画の策定経過	・ ・ ・ ・ ・ 6
4	計画の基本方針と基本的施策	・ ・ ・ ・ ・ 7
5	認知症ケアの推進に向けた施策	・ ・ ・ ・ ・ 8
	（1）認知症に対する正しい理解の普及	・ ・ ・ ・ ・ 9
	（2）認知症予防に対する取組	・ ・ ・ ・ 1 2
	（3）早期発見・早期診断・ケアの取組	・ ・ ・ ・ 1 3
	（4）認知症の人等への支援と認知症支援ネットワークの拡充	・ ・ ・ ・ 1 7
6	高齢者の権利擁護	・ ・ ・ ・ 2 1
	（1）高齢者虐待の防止及び虐待事例への対応	・ ・ ・ ・ 2 1
	（2）相談、苦情等の受付と対応	・ ・ ・ ・ 2 2
	（3）消費者被害の防止	・ ・ ・ ・ 2 2
	（4）成年後見制度の活用	・ ・ ・ ・ 2 3
	資料編	・ ・ ・ ・ 2 4

### ≪ 資料編目次 ≫

1	出雲市認知症施策推進計画の骨子案と第9期計画の対応関係の整理	・ ・ ・ ・ 2 4
2	認知症の人や家族等へのヒアリング	・ ・ ・ ・ 2 4
3	認知症施策強化検討会（旧：認知症高齢者支援強化検討会）検討状況	・ ・ ・ ・ 2 7
4	認知症施策強化検討会委員名簿	・ ・ ・ ・ 2 7
5	出雲市認知症施策強化検討会設置要綱	・ ・ ・ ・ 2 8

# 出雲市認知症施策推進計画

## 1 計画策定の趣旨

全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、令和5年(2023)6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和5年法律第65号。以下「認知症基本法」という。)が制定され、認知症の人や家族等の意見を聴きながら、認知症施策を推進していくこととされました。

日本においては、急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加しています。具体的には、令和4年(2022)の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障がい\*1(MCI:Mild Cognitive Impairment)の高齢者数は約559万人と推計\*2され、合計すると約1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備軍と言える状況です。

さらに、この推計で得られた性年齢階級別の認知症及び軽度認知障がいの有病率が今後も一定と仮定をすると、令和22年(2040)には、合計約1,200万人(認知症約584万人、軽度認知障がい約613万人)に上り、高齢者の約3.3人に1人となると見込まれています。

本市においても、人口の年齢3区分別割合の推計は全国と類似していることから、同様に認知症及び軽度認知障がいの高齢者数が増加していくことが見込まれます。

また、令和4年(2022)の若年性認知症の人は約3.6万人、18~64歳人口10万人当たり約50.9人と推計\*3されており、誰もが認知症になり得るものであり、若年性認知症の人が抱える、就労、子育てへの影響も踏まえ対応を検討していく必要があります。

### ○全国と出雲市の年齢3区分別人口割合の推計

(単位：%)

	令和2年(2020)人口の年齢別割合(%)			令和22年(2040)年人口の年齢別割合(%)		
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
全国	11.9	59.5	28.6	10.1	55.1	34.8
出雲市	13.5	56.3	30.2	12.2	54.3	33.5
差異	1.6	-3.2	1.6	2.1	-0.8	-1.3

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」及び「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」より参照。

\*1 記憶障がいなどの軽度の認知機能障がい認められるが、日常生活にはあまり支障を来さない程度であるため、認知症とは診断されない状態を言う。

\*2 厚生労働省 令和5年度老人保健事業推進等事業報告「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(研究代表者：二宮利治)。本調査研究においては、MCIと認知症の有病率の合計値は、2012年に行われた調査結果と比較して、いずれも約28%と大きな変化がなかったが、内訳をみると、認知症の有病率が低下しており、喫煙率の全体的な低下、生活習慣病管理の改善、健康に関する情報や教育の普及による健康意識の変化などにより、認知機能低下の進行が抑制され、MCIから認知症へ進展した者の割合が低下した可能性があることも示唆されている。

\*3 AMED(国立研究法人日本医療研究開発機構)「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」(研究代表者：栗田主一)2017-2020

### ○出雲市の高齢者人口の推計

(単位：人)

区分	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
人口	174,759	174,341	172,794	170,605	170,063	169,407	159,477
高齢者人口	52,302	52,383	52,287	52,367	52,409	52,318	53,451
前期 (65歳～74歳)	25,517	24,532	23,491	22,264	21,601	21,202	21,841
後期 (75歳～84歳)	15,711	16,644	17,607	18,985	19,643	19,924	16,937
(85歳以上)	11,074	11,207	11,189	11,118	11,165	11,192	14,673
高齢化率	29.9%	30.0%	30.3%	30.7%	30.8%	30.9%	33.5%

※各年9月末時点。国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口を補正した人口推計の数値。

### ○認定者数推計

(単位：人)

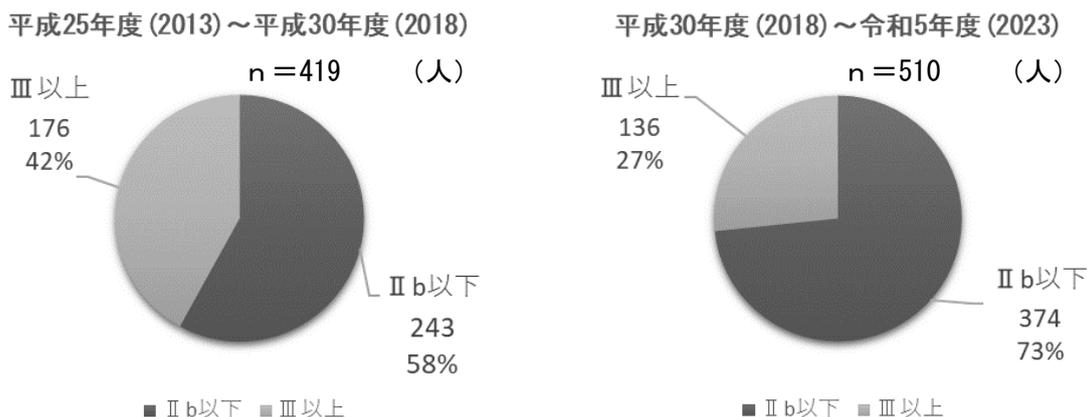
区分	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
要支援1	1,075	1,060	1,084	1,058	1,084	1,097	1,228
要支援2	1,477	1,475	1,492	1,473	1,484	1,512	1,726
要介護1	2,652	2,645	2,803	2,771	2,798	2,835	3,335
要介護2	2,107	2,124	2,063	2,096	2,144	2,197	2,603
要介護3	1,504	1,484	1,464	1,441	1,455	1,478	1,773
要介護4	1,182	1,221	1,126	1,179	1,197	1,203	1,450
要介護5	741	722	732	744	745	744	866
合計	10,738	10,731	10,764	10,762	10,907	11,066	12,981
高齢者人口	52,302	52,383	52,287	52,367	52,409	52,318	53,451
認定率	20.5%	20.5%	20.6%	20.6%	20.8%	21.2%	24.3%
認知症高齢者	7,082	7,181	7,282	7,241	7,359	7,456	8,752
事業対象者	801	766	744	756	760	774	906

※各年9月末時点。

2013年度と2018年度の介護保険認定新規認定者の5年後の認知症自立度の変化を比較すると、後者の方が新規認定者の認知機能低下の進行が抑制の傾向にあります。これは、認知症ケアの推進や市民の健康意識の変化などにより、進行が抑制されてきたものと考えられます。

今後も認知症ケアの進展や普及活動の推進に伴い、軽度で長期間過ごす認知症の人が増加するため、その主な療養生活の場である在宅を支援するサービス提供体制の確保が必要となります。

### ○認知症自立度Ⅱb以下の介護保険認定新規申請者の5年後の認知症自立度



※各年度の4月1日時点の状況を比較。  
 ※認知症自立度のⅡb以下については自立を含まない。  
 ※転居等により5年後の認知症自立度が不明な者はn数より除外。

本計画は、高齢化がピークを迎える2040年頃を見据え、認知症の人を取り巻く環境や生活課題等の変化に対応しながら、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、策定するものです。

## 2 計画の位置づけと期間

---

この計画は、認知症基本法の第 13 条に基づく市町村認知症施策推進計画として位置づけるものです。また、国の認知症施策推進基本計画（第 1 期）の計画期間は、令和 6 年(2024)から令和 11 年度(2029)までの概ね 5 年間を対象としていますが、本市では第 9 期 出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画など、他の関連する計画における各施策と連携しながら一体的に推進する必要があることから、令和 7 年度（2025）から令和 8 年度（2026）までとします。

## 3 計画の策定経過

---

本計画については、認知症の人とその家族への支援に関わる保健・医療・福祉の関係者で構成される「出雲市認知症施策強化検討会」（令和 6 年 5 月 31 日までは出雲市認知症高齢者支援強化検討会）において、令和 5 年度(2023)から令和 6 年度(2024)に 4 回にわたり議論いただきながら策定を進めました。本計画は、同検討会で出された意見・提案等が反映されたものとなっています。

また、市内の認知症の人とその家族への聞き取りアンケートの実施結果や、認知症に関する各相談支援機関状況のヒアリングの結果、多くの関係者の意見を計画に反映しました。

## 4 計画の基本方針と基本的施策

本市のこれまでの認知症ケア推進に向けた取組は、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、

①認知症地域支援推進員と連携し、積極的に地域に出向き地域での認知症ケアを推進すること

②関係機関との連携を強化し、共有の課題認識のもと、協働した取組の実施を目指すことを基本方針に掲げ、地域住民の啓発活動や認知症の人とその家族の支援に取り組んできました。

人生100年時代を迎える中、高齢化の進展による認知症高齢者の増加を見据えつつ、様々なライフイベントに直面する若年性認知症の人の抱える課題へ適切に対応しながら、認知症の人を含め、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会を実現させていくに当たり、以下の基本方針の下、4つの基本的施策を推進していきます。

基本方針	認知症の人やその家族等とともに認知症施策を推進し、誰もが認知症になり得る中において市民一人ひとりが、認知症への正しい知識を持ち、認知症の人が基本的人権を有する個人として認知症とともに希望を持って生きるという考え方（新しい認知症観）を自分ごととして理解することで、誰もが安心して認知症になれるまちづくりを進めます。
------	--



基本的施策1	認知症に対する正しい理解の普及
基本的施策2	認知症予防に対する取組
基本的施策3	早期発見・早期診断・ケアの取組
基本的施策4	認知症の人等への支援とそのネットワークの拡充

## 5 認知症ケアの推進に向けた施策

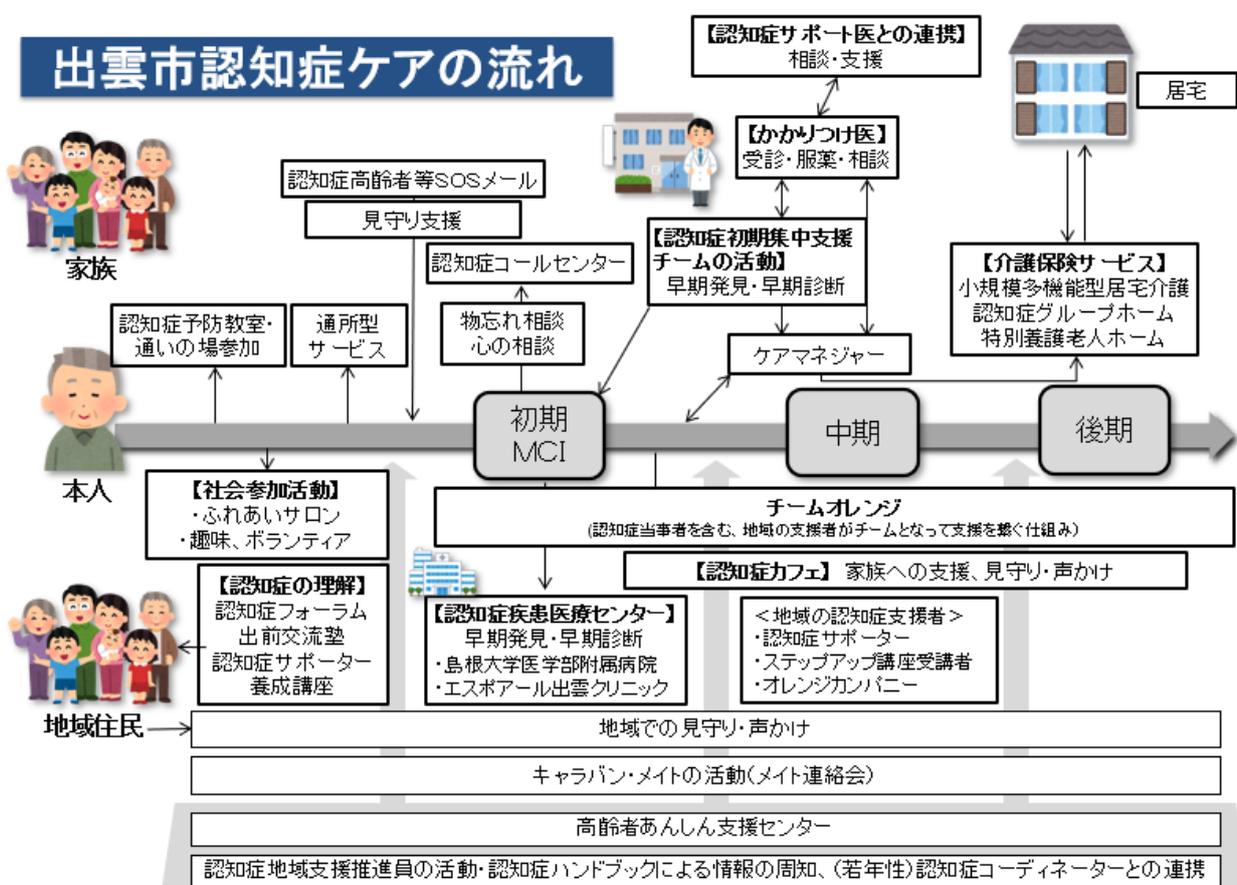
本市の認知症ケア推進に向けた施策は、出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に掲げた施策を中心に進めており、今後もこれまでの認知症ケアの推進に向けた施策の積み重ねや継続性を意識して検証していく必要があります。

そのため、第9期 出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で掲げている施策の柱立てを踏まえ、

- ①認知症に対する正しい理解の普及
- ②認知症予防に対する取組
- ③早期発見・早期診断・ケアの取組
- ④認知症の人等への支援とそのネットワークの拡充

を、本計画の基本的施策の4つの柱として認知症ケアの推進に向けた実効性のある具体的な施策を進めていくとともに、下図の本市の認知症ケアの流れで示す認知症の症状の進行に応じた支援内容の充実を図っていきます。

また、毎年、「出雲市認知症施策強化検討会（兼認知症初期集中支援チーム検討委員会）」において、施策の進捗状況の評価を実施し、施策の推進に向けた検討を行います。



※令和6年度時点の出雲市認知症ケアの流れ

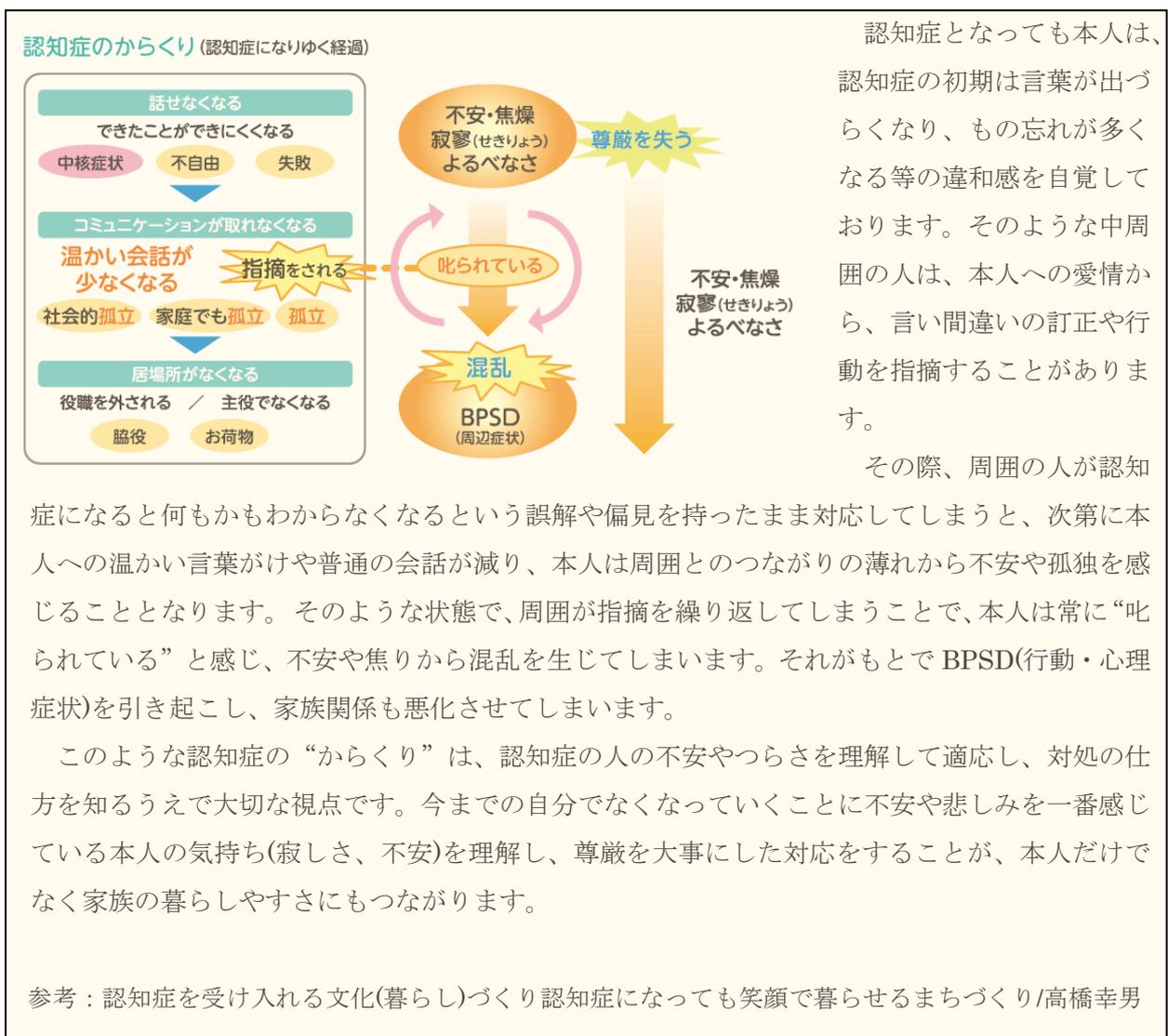
## (1) 認知症に対する正しい理解の普及

### 現状と課題

本市では、認知症に対する正しい理解の普及のため「認知症サポーター養成講座」を平成23年度(2011)から開始し、講座の受講者数は、令和6年(2024)3月末時点で延べ25,079名に達しており、地域によっては認知症になる前からのつながりの継続による見守り等が行われています。

しかしながら、依然として「認知症の人＝何も分からなくなる人」、「認知症＝恥ずかしい病気」というような偏見に思い悩んでいる認知症の人やその家族はいます。このような偏見を解消するには、市民一人ひとりが、認知症の人はそれぞれ思いを持って行動していることを理解し、その思いを尊重できるよう、認知症に関する正しい知識を持つことが重要です。

そして、認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっていることを自分ごととして捉え、家族や身近な人が認知症になることも含めて認知症の人とその家族が早期に適応し、対処できるよう必要な知見等を備えておく必要があります。また、医療・介護の専門職においても、正しい理解の下でサービスを提供していくことが重要です。



## 具体的な取組

### ① 認知症サポーター等の養成

認知症キャラバン・メイト\*1の協力のもと、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を引き続き開催します。

今後も、地域のサロン等小単位の集まりを対象とした普及・啓発の働きかけを行い、地区社会福祉協議会と連携して、小地域単位の関係づくりを推進していくとともに、認知症の人を自然体で受け止められる地域づくりに向け、子ども・学生、教育関係者、企業等地域の多様な主体に対しても、様々な出前講座等の機会を活用し、直接的な理解の普及を進めてまいります。

特に、子ども・学生に対しては、継続的な教育・交流活動として実施できるよう、学校及び教育委員会等の関係者に働き掛けを行います。

また、出前講座の受講者の意見を把握し、講座内容に反映しながら、より効果的な講座となるよう工夫します。

その他、本市の「在宅医療座談会」、出雲市立総合医療センターの「まめなかね！出前講座」や、島根県認知症疾患医療センター\*2であるエスポアール出雲クリニックの「認知症出前交流塾」等様々な認知症に関する出前講座等の市民向け講座が行われております。これらの機会を通じて、認知症になったときの暮らしや、認知症サポーター同士の話し合い等を通じた認知症に関する具体的な対応等、受講する市民にとって生活や地域での活動に役立つ実用的でメリットのある内容についても、重点的に理解を深めることができるよう、各市民向け講座やその関係者と連携及び協力して、講座内容の充実化に取り組みます。

### ② 認知症キャラバン・メイトへの支援

出雲市キャラバン・メイト連絡会を年6回程度開催し、

- ・認知症キャラバン・メイト相互の連携の推進
- ・最新の認知症施策等の情報共有

を図っていきます。

また、スキルアップ研修を年1回開催し、認知症サポーター養成講座における認知症に対する正しい理解の普及啓発活動について支援します。

\*1 認知症キャラバン・メイト：「認知症サポーター養成講座」において、講師を務める人。所定の養成研修を受講後、登録し、認知症に関する知識や認知症の人への接し方などの普及啓発を行う役割を担う。

\*2 認知症疾患医療センター：認知症の速やかな鑑別診断や、行動・心理症状（BPSD）と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談等を行う医療機関。かかりつけ医や介護施設、地方自治体とも連携し、認知症の方やその家族が地域の中で適切な医療を受けられるよう支援する役割を担う。

### ③ 普及啓発に向けた情報発信

#### ア. イベントの開催

広く市民へ認知症についての理解を深めるため、市民向けに「認知症ケア・フォーラム」を毎年開催します。その際、認知症ケアの施策やフォーラムの内容に関するアンケートを実施し、その結果も踏まえ、今後の施策やフォーラムの内容について本市の実情や市民のニーズに合ったものとなるよう検討します。

また、「認知症の人と家族の会」の取組や、その他「RUN伴」等の有志活動と連携して、広く認知症についての関心と理解を深めるため「認知症の日」(9月21日)や「認知症月間」(9月)<sup>\*3</sup>等における普及啓発イベントに取り組みます。

#### イ. 認知症ハンドブックによる普及啓発

認知症の人の思いやその思いを尊重した普段の関わり方、認知症の初期から後期にかけての進行状況に合わせた医療・介護サービス利用に関する標準的な流れ、市内相談支援機関をまとめた「認知症ハンドブック」について、市民、介護サービス事業所やケアマネジャーの研修会等の機会をとらえて、その普及啓発を図ります。

認知症ハンドブックについては、認知症基本法の趣旨を踏まえた理解や、認知症診断後も本人やその周囲が適応し必要な対処につながるよう、ケアパスの先進事例等を参考に内容を見直していきます。

#### ウ. その他の広報媒体を活用した情報発信

認知症に関する専用ページを開設し、誰もが容易に認知症に対する正しい情報を得ることができるよう取り組みます。

また、「広報いずも」に認知症に関する各種講座やイベントの案内を掲載し、市民への参加を働きかけていきます。

### ④ 医療・介護従事者向けの理解の促進

県と連携し、医療・介護従事者向け研修等の機会において、認知症ケアに関わる保健医療福祉の専門職をはじめとする関係者に対し、認知症基本法の理解を促進していくことにより、認知症の人の思いを尊重した良質なサービスが提供されるよう取り組みます。

---

\* 3 認知症の日、認知症月間：認知症基本法において、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため毎年9月21日を認知症の日、9月を認知症月間とされている。

## (2) 認知症予防に対する取組

### 現状と課題

本市では、これまで認知症予防教室を地域で開催し、教室前後の参加者の認知機能評価においても一定の改善効果が得られてきました。教室修了後も、参加者が自主的なグループ(「通いの場」)を作り介護予防に資する活動が継続できるよう支援しています。

また、健康づくりや介護予防を継続的に取り組む住民主体の「通いの場」等の地域の介護予防活動について、新たな活動団体の立ち上げや効果的な活動について、リハビリテーション専門職等を派遣して支援しています。

今後、本市でも高齢化の進展が見込まれる中、高齢者一人ひとりが認知症を含めた介護予防を意識して取り組んでいくことが重要となります。そのため、高齢者が介護予防に資する活動を継続しやすい環境整備を進めていく必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 認知症予防教室の実施

認知症予防教室を引き続き開催し、認知症予防に効果的と考えられるプログラムの実施により、認知機能の維持・改善及び自発的な認知症予防への意識の啓発を図ります。

また、修了後も自主的な活動を行うことができるよう、「通いの場」等の継続的な地域の介護予防活動への円滑な移行を支援します。また、後期高齢者健康診査や歯科口腔健診等の結果を活用し、基礎疾患や問診内容等から、より優先度の高い人が教室に参加できるよう個別に参加を促す取組を行います。

#### ② 通いの場等における認知症予防の推進

健康づくりや介護予防のため、新たに活動を始めようとする団体や、既存の「通いの場」に対して、リハビリテーション専門職等を派遣して、継続的かつ効果的な介護予防活動を支援します。

また、地域社会とのつながりが少ない高齢者について、医療機関や高齢者あんしん支援センターなど関係機関と連携を図りながら、「通いの場」等への参加を促すとともに、介護予防活動の場におけるニーズを踏まえ、「通いの場」等の質的・量的な充実を図ります。

### (3) 早期発見・早期診断・ケアの取組

#### 現状と課題

認知症は、より早期に適切な治療を始めることで進行を遅らせることができる可能性があることや、より早期に診断を受けることで、適切な介護サービスの利用や周囲の理解が得られること、また、症状が軽いうちに本人が家族とともに今後の生活を話し合うことができることなど、早期発見・早期診断がとても重要になります。

また、認知症の人とその家族は、認知症診断後も続く生活において、様々な不安を抱えることとなります。特に若年性認知症の人は、長期的に就労や養育等へ対応していくこととなります。認知症診断後に空白期間を置くことなく、こういった生活への不安を和らげ、認知症の人とその家族や周囲の方が、様々な工夫により適応し、対処できるよう、当事者間、家族間等による共有・共感の場や相談支援の体制整備を図り、関係者の緊密な連携が重要です。

本市では、平成 23 年(2011)から「認知症地域支援推進員（以下、「認知症コーディネーター」という。）」\*1を配置し、認知症に関する相談支援や、認知症の人やその家族が、悩みや情報を共有し交流できる「認知症カフェ」の立ち上げ支援など、関係機関と連携して認知症ケアを推進しています。

平成 26 年(2014)には出雲市の「認知症ケアパス」（現在は「認知症ハンドブック」に名称変更。）を作成し、認知症が疑われる症状が発生した時から認知症の進行状況に応じて、いつ、どこで、何をすべきなのか、どのようなサービスを受けることができるのかなどについて、医療・介護関係者をはじめ市民に対しても分かりやすく伝わるよう、その普及に努めています。令和 3 年度には認知症ハンドブックの構成を見直し、認知症当事者の気持ちや周囲の関わりについてよりわかりやすいものに改訂しました。

平成 28 年(2016)には、「認知症初期集中支援チーム」\*2を設置し、早期発見・早期診断に向けた支援体制を構築し、これを推進しています。

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医の支援等を行うための専門研修を修了した「認知症サポート医」\*3(令和 5 年(2023) 3 月末時点で出雲市内では 24 名が登録)については、平成 27 年(2015)から出雲医師会により出雲認知症サポート医会が組織され、連絡会、研修会等を実施するなど、認知症サポート医の組織化が図られています。更に、島根大学医学部附属病院及びエスポアール出雲クリニックでは、認知症疾患医療センターとして、かかりつけ医への支援を行っています。

令和 2 年から出雲市立総合医療センターにおいては、もの忘れ看護相談室が設置され、認知症看護認定看護師による相談支援体制を整備しています。

今後、各機関の支援が効果的に行えるよう、有機的な連携を推進していく必要があります。

- 
- \*1 認知症地域支援推進員（認知症コーディネーター）：認知症に関する知識を広める活動や家族からの相談への対応、また、医療機関や介護サービス事業所等との連携を図りながら認知症の人本人やその家族を支援する役割を担う。
  - \*2 認知症初期集中支援チーム：認知症の家族の相談等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う医療・介護の専門職で構成されるチームのこと。
  - \*3 認知症サポート医：地域で、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役などの役割を担う医師のこと。

## 具体的な取組

### ① 認知症地域支援推進員（認知症コーディネーター）の配置

認知症コーディネーターを配置し、認知症の人やその家族に寄り添い電話や訪問による相談支援を行い、高齢者あんしん支援センター、認知症初期集中支援チーム等の他の支援機関とも連携して支援します。

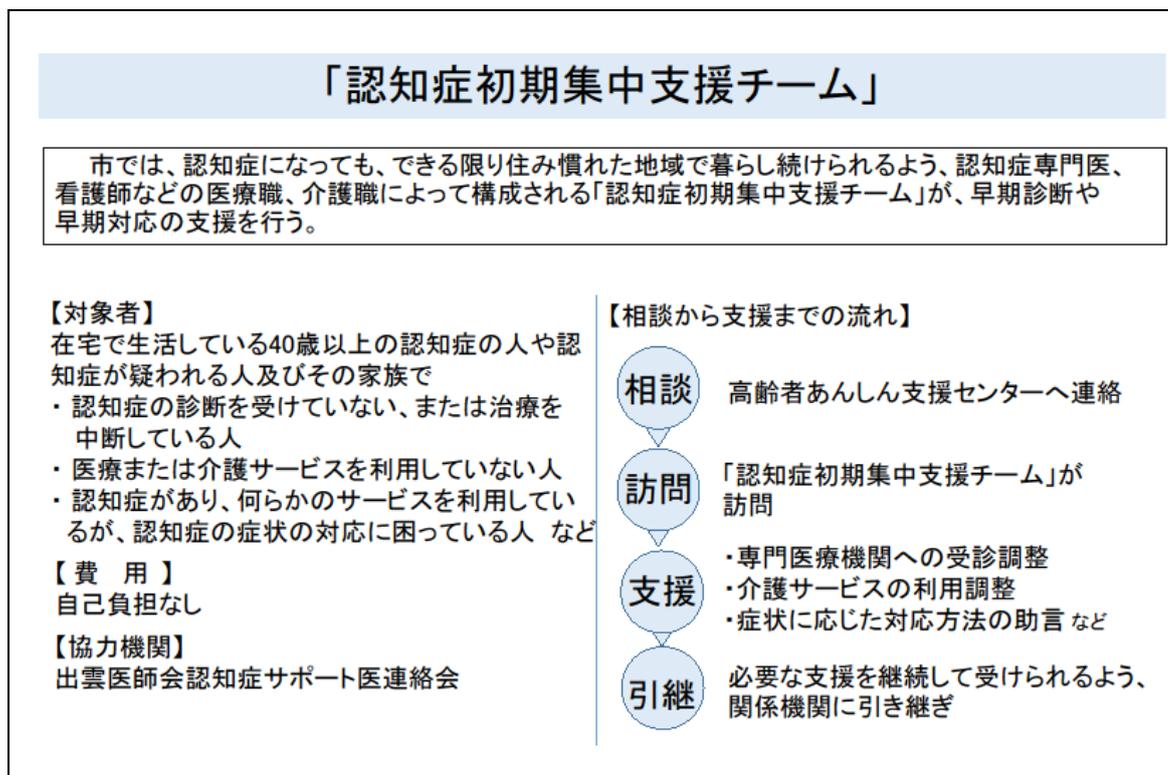
また、認知症コーディネーターが関係者と連携しながら、認知症サポーター等の支援者の養成、認知症ハンドブックの普及、認知症カフェへの立ち上げ等の支援など、新しい認知症観に基づいた認知症ケアを総合的に推進します。

### ② 認知症初期集中支援チームの活動

認知症が疑われる人や認知症の人をできるだけ早期に適切な医療・介護サービスにつなげることができるよう、医療・介護の専門職からなるチームがサポートします。

また、チームの活動についての理解を広げ、より早期発見・早期診断が推進できるよう、広報媒体やケアマネジャー等の認知症ケアに携わる関係者への研修会等において、これまで蓄積された対応事例も含めて活動内容等について周知を図ります。

### ○認知症初期集中支援チームの活動内容



### ③ 認知症サポート医会との連携

出雲認知症サポート医会は、定期的な連絡会の開催や、医療・介護関係者を対象とした研修会の実施など、認知症ケアに携わる医療・介護関係者を支援する役割を担っています。認知症ケアの質の向上のため、引き続き、サポート医会との連携を強化していきます。

また、地域の専門職を対象に、認知症に関わる医療、福祉関係者が悩みや課題を忌憚なく話合える「認知症フリートーク」を開催し、その場に認知症サポート医が参加して地域の多職種連携を推進します。

### ④ 認知症疾患医療センターによる支援

認知症の速やかな鑑別診断や、行動・心理症状（BPSD）と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談等を行う市内2か所の認知症疾患医療センターと連携して、認知症の方やその家族が地域の中で適切な専門医療を受けられるよう支援していきます。

#### ア. 島根大学医学部附属病院しまね認知症疾患医療センター（基幹型）

島根大学医学部附属病院は、もの忘れ外来を設置し、鑑別診断とそれに基づく初期対応、治療、行動・心理症状への対応等をかかりつけ医と連携し、脳神経内科と精神科の体制で行っています。

また、もの忘れ外来においては、看護師・保健師、精神保健福祉士による相談対応も行っており、他の相談支援機関へ診断後の早期支援へつないでいます。

#### イ. エスポアール出雲クリニック（連携型）

認知症になっても安心して暮らせるために、診断・治療はもとより関係機関と連携しながら医療・介護・福祉の支援を行っています。認知症の人と家族の思いを大切に、認知症を正しく理解をするための情報発信を行っています。

### ⑤ オレンジドアによる支援

島根大学医学部附属病院内には、「認知症の人と家族の会」の相談員による相談窓口が設置されており、認知症の人とその家族が抱える不安や悩みに対応するとともに、認知症診断後の社会との孤立や介護サービス利用までの空白期間の防止に取り組んでいます。

今後、オレンジドアの後方支援体制を確保し、切れ目ない支援体制を推進します。

### ⑥ もの忘れ看護相談室（出雲市立総合医療センター）による支援

出雲市立総合医療センターは、もの忘れ看護相談室を設置し、当該センターの受診歴を問わず、認知症の人やその家族、ケアに携わる専門職を対象に、毎月第2月曜日の午前中に認知症看護認定看護師による無料の相談対応を行っています。

年々、相談件数は増えており、今後も、多くの方がもの忘れ看護相談室を利用し、効果的な支援ができるよう、院内外の連携を進めていきます。

## ⑦ 認知症カフェによる支援

認知症の人やその家族が、悩みや情報を共有し交流できる「認知症カフェ」の新規立ち上げの支援を行います。また、定期的に市内の認知症の方カフェの代表者による連絡会を開催し、認知症コーディネーター等と情報共有を図りながら、認知症の人やその家族の不安を和らげ、各カフェの特色を活かした効果的な支援を継続的に行っていくよう検討していきます。

### ○市内の認知症カフェ一覧【令和6年(2024)12月末時点】

地区	名称	主催	開催場所	開催日・時間
出雲	オレンジカフェいずも	認知症の人と家族の会 島根県支部出雲地区会	ラピタ本店 (今市町)	毎月第2・4金曜日 13:30~15:30
出雲	おひさまカフェ	出雲医療生活協同組合	在宅支援 センター (今市町)	行事に合わせ開催 10:00~11:00
出雲	認知症カフェ in 県立大学 みかんの木	島根県立大学 出雲キャンパス 学生ボランティア	県立大学内 (西林木町)	毎月第4水曜日 16:30~17:30
出雲	だんだんc a f e	出雲医療看護専門学校	専門学校内 (今市町)	学校行事に合わせ 開催
平田	ひかりカフェ	NPO 法人 なないろネット	法人内 (河下町)	奇数月第4金曜日 10:00~12:00
斐川	ほっこりカフェ	シャンシャンクラブ有志 ひかわ医療生活協同組合	順次移動	奇数月第3火曜日 14:00~15:00
斐川	久木ほっこりカフェ	久木地区有志の会 ひかわ医療生活協同組合	久木コミュニ ティセンター	毎月第3木曜日 14:00~15:00

## ⑧ 若年性認知症の人に対する支援

本市の認知症コーディネーター、認知症初期集中支援チーム、県が配置する「若年性認知症支援コーディネーター」と連携して支援を行います。

また、若年性認知症の人やその家族に対して、「若年性認知症ハンドブック」の配布やコールセンターの案内など若年性認知症に関する情報を提供します。

## ⑨ 認知症の人の社会参加の機会の確保

認知症の人、家族等が診断後に空白期間が生じることなく、生きがいや希望をもって暮らしていけるよう、認知症カフェとの役割分担や連携を踏まえながら、ピアサポート等の経験者の経験に触れて共有を図る機会や、家族関係の構築を図る機会を確保し、そのための体制整備を推進していきます。

## (4) 認知症の人等への支援と認知症支援ネットワークの拡充

### 現状と課題

本市では、認知症の人やその家族が抱える諸課題への対応や権利擁護のため、高齢者あんしん支援センターやいずも権利擁護センターといった機関が設置されています。

しかしながら、認知症の方やその家族の権利が尊重され、尊厳が保持される住みやすい社会の形成には、行政や医療・介護関係者だけではなく、地域住民による理解と支えが重要であり、現在、個人や団体単位で認知症サポーター等の地域の支援者を養成する講座の実施や、「認知症カフェ」等の各支援機関の連携を推進し、認知症支援の関係者間のネットワークを拡充しています。

今後は、地域の支援活動を把握し、「認知症カフェ」等の関係形成の場を活用し、地域でのつながりを活かした支援や、認知症支援の関係者間のネットワークの強化及び拡充を図りながら、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりが重要となります。

また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見のため、平成20年(2008)から出雲市社会福祉協議会による出雲市認知症高齢者等SOSメール安心ネットワークシステムが稼働しており、市内の高齢者が行方不明となった場合、あらかじめ発見協力者へ登録した方への発見協力依頼メールを送付しています。

加えて令和4年(2022)9月から、行方不明者の家族の同意が得られた場合には、出雲市公式LINE（令和6年(2024)12月末時点の登録者数33,508人）からも発見協力依頼の情報発信を行っております。引き続き、行方不明者の早期の発見につながるよう協力者を増やしていくためこれらの取組の周知に努めます。

これらの取組を推進し、認知症の人が地域において、自立して安心できる環境づくりを進めていく必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 高齢者あんしん支援センター（地域包括支援センター）による支援

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する高齢者あんしん支援センターにおいては、地域の関係者とのネットワークの下、高齢者の生活、福祉、介護、保健等の総合相談支援や、訪問による高齢者の実態把握を行い、必要なサービスや支援へつなげるとともに、養護者（家族等）による高齢者に対する虐待防止及び対応も行っています。

困難ケースについては、専門家や関係者との地域ケア会議の開催や、認知症初期集中支援チームの利用を検討しています。

今後とも、高齢者あんしん支援センターとともに複雑化・多様化する高齢者の抱える諸課題の早期発見・早期介入への取組や介入困難な高齢者への支援体制のあり方を検討していきます。

## ② 出雲市社会福祉協議会「いずも権利擁護センター」による支援

いずも権利擁護センターでは、高齢者福祉関連事業として、軽度の認知症の高齢者等の金銭管理を行う日常生活自立支援事業を行っています。

認知症等の理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援する成年後見制度において、出雲市社会福祉協議会が成年後見人となる法人後見事業や、市民後見人の確保に向けた研修やセミナーを行う市民後見推進事業を行っています。

通帳等の大切な財産の保管に困っている高齢者等が、安心して過ごせるよう、本人に代わって、出雲市社会福祉協議会が指定する貸金庫にて、財産を保管する財産保全サービス事業を行っています。

## ③ 「認知症家族介護教室」の開催

家族介護者へ介護に関する情報を提供するため、認知症介護教室を認知症コーディネーターが企画して開催しています。

今後も、家族の介護への負担を軽減するために、有用な企画を検討して開催していきます。

## ④ オレンジサポートカンパニーによる支援

オレンジサポートカンパニー認定制度を通じて、

- 1) 認知症の治療や認知症家族の介護と、仕事の両立等の職場環境の整備
- 2) 認知症の人やその家族に寄り添った製品やサービスの開発、普及及び推進
- 3) 認知症の人やその家族の社会参加の機会の提供
- 4) 地域での見守りや支援者・支援機関との連携等の面的に協働した取組

を行う企業を掘り起こし、当該企業をホームページ等で積極的に広報していくとともに、本市の認知症に関する事業での活用も検討し、実効性の向上と推進に取り組みます。

また、オレンジサポートカンパニー認定制度については、国の推進する「認知症バリアフリー宣言」\*1よりも、本市に特化して各企業・団体等が具体的かつ深化した取組が行えるよう推進していきます。

---

\*1 認知症バリアフリー宣言：認知症バリアフリーに向けた取組を行おうとしている企業・団体等が、自らウェブ上で「認知症バリアフリー宣言企業」として宣言を行うことを通じて、認知症の人やその家族にとって安心して店舗やサービス・商品を利用できる環境の整備などに努めるとともに、認知症バリアフリー社会の実現に向けた機運を醸成することを目的とした制度

## ⑤ 地域の認知症支援者等の確保によるネットワークの拡充

個人や団体単位で認知症サポーター等の養成、オレンジサポートカンパニー認定事業者の拡大に取り組み、地域において住民、保健医療サービス、福祉サービス、公共交通、金融及び小売業等の事業者等による多様な支援及び連携できる環境整備を推進していきます。

また、今後は、本市内の各地域の実情を踏まえ、貴重な医療介護福祉サービス資源を効果的かつ効率的に活用できるよう施策を講じていく必要があります。

そのため、地域と連携して活動している認知症コーディネーターや高齢者あんしん支援センター等が把握している個々の支援の充足状況を踏まえ、「認知症カフェ」等の関係形成の場を活用した地域でのつながりづくりへの支援、認知症支援の関係者間のネットワークの強化及び拡充への取組と連携し、認知症の人が自立して、かつ安心して他の人々と暮らしていける安全な地域づくりを推進していきます。

## 出雲市の認知症の人と家族を含めた地域の支え合い体制(イメージ)

認知症の人と家族を中心として、地域の認知症支援者が連携し合いながら、相互に関わり支え合う仕組み

○認知症の人と家族: 地域の認知症支援者ととも地域を支える一員として活動する。

○地域の認知症支援者: 認知症の人と家族の困りごとの手伝い、地域での見守り・声かけ、話し相手、外出支援、ボランティア訪問等、孤立しないための関係づくりや、専門職へのつなぎ、必要な窓口の紹介等を行う。



## ⑥ 自立し安心できる暮らしの確保

高齢者の生活の利便性の向上や社会参加を促進するため、高齢者福祉タクシー事業によるタクシー券の交付、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスD（移動支援）、及び認知機能の低下した高齢者に対するサポートカー限定免許の制度の適切な運用の推進を通じて、引き続き高齢者の移動手段を確保していくとともに、市内の商店や施設等に協力いただきながら、運転免許を自主返納しやすい環境づくりにも取り組みます。

また、要介護認定を受けた高齢者等を必要に応じて要配慮者登録する等により、災害時において認知症の人が適切に避難行動をとれるよう取り組んでいきます。

## ⑦ 行方不明への対応

行方不明時の早期発見のため、出雲市社会福祉協議会が、出雲警察署と連携して行う「出雲市認知症高齢者等SOSメール安心ネットワークシステム」\*による取組と市の公式ラインでの発見協力依頼を引き続き実施します。行方不明のおそれのある高齢者等の事前登録の働きかけを継続して行うとともに、発見協力者数をさらに増やしていくため、各種認知症関連研修会等での周知や認知症の日、認知症月間に合わせた広報等でも登録の働きかけを行っていきます。

また、行方不明の件数を減らすため、認知症の人に関する正しい理解を促進するとともに、地域の見守りが自然に行われるまちづくりを進めていきます。

---

\* SOSメール：認知症などが原因で、記憶力・判断力が低下することにより、外出後に道を間違えたり、自分の家がわからなくなったりした時、協力者に行方不明者の情報をメールで配信し、より多くの目で検索することによって少しでも早く家族のもとへ帰れるようにするシステム  
事前登録者数 129 人、発見協力登録件数 1,705 件（令和 6 年 1 月末時点）

## 6 高齢者の権利擁護

人は誰しも自らの意志で生き方を決め、周囲からもそれを尊重されて生きることを望んでいます。しかし、疾病、認知症や障がいにより意思を示すことができなくなったり、意思はあっても契約行為ができなくなるなど、高齢期には自分らしく生き続けることが難しくなる場合があります。そのような場合には、本人に代わって適切な判断を行う人が必要ですが、身寄りがない、あるいは身寄りがあっても積極的に関わる親族がいない等の理由で、当事者の権利が守られないことが増えています。

また最近では、家族や親族など養護者からの虐待のほか、介護施設における職員からの虐待が表面化するケースも増加しており、高齢者の人権そのものが侵害を受けている事例もあります。

### (1) 高齢者虐待の防止及び虐待事例への対応

#### 現状と課題

近年、全国的に、養護者（家族等）による高齢者虐待\*に関する相談・通報件数は増加傾向にあります。本市においては年間 25～30 件程度で推移しています。虐待の種別としては、身体的虐待が多く、次いで心理的虐待、介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）となっています。虐待の背景として、家庭内に様々な問題を抱えているケースが増加しており、高齢者だけでなく障がいを持った子のいる家庭や経済的に苦しい家庭など、その家族の状況に応じた支援が重要であり、解決までに時間を要するケースが増加しています。

そのため、高齢者を養護する家族と、地域の民生委員・児童委員、主治医、ケアマネジャー、介護サービス事業者等が、日頃から介護における不安や困りごとを気軽に相談できる関係性を保ち、虐待を未然に防ぐことが必要です。

また、介護施設における虐待については、施設職員の人員不足や過労などによるストレスや認知症への理解不足などから起こることが多いと考えられています。

#### 具体的な取組

養護者からの高齢者虐待についての防止及び対応は、第一義的には高齢者あんしん支援センターが対応することとしています。生命に重大な危機があり、緊急対応が必要な場合は、市の主導による緊急保護や警察への協力要請などを実施するほか、精神障がいのある虐待者については保健所への通報など、関係機関と緊密な協働体制を取りながら対応していきます。また、介護施設における高齢者虐待についても、市において適切に確認を行い迅速な対応をしていきます。

高齢者虐待は、複雑化・複合化した課題を抱えるケースが増えているため、虐待対応にとどまらず、その後の世帯支援が重要となってきます。本市で実施している、「出雲市福祉総合相談支援事業」等を活用し、複合的課題を解決していけるよう多機関で連携し対応していきます。

市では、今後も様々な機会を捉えて、住民や介護サービス事業所等の関係機関に向け虐待防止に関する啓発活動（出雲市介護保険サービス事業者集団指導、市の広報誌、市ホームページ）を行うとともに、高齢者虐待の早期発見や早期対応の協力体制を継続し適切な対応を行います。

\* 高齢者虐待：高齢者に対して、家族や施設の職員など、高齢者を養護すべき者から行われる虐待の行為

## **(2) 相談、苦情等の受付と対応**

### **現状と課題**

介護保険制度においては、保険料や要介護認定に関する被保険者からの苦情等について、所定の手続きを経て問題解決を図る仕組み（県が設置する介護保険審査会で審議・判定を行う）が制度的に位置づけられています。

### **具体的な取組**

相談等の対応は、相手の申し出をしっかりと聞き取り、問題解決までわかりやすい説明と対応をします。住民の相談・苦情は、行政の施策を今一度見つめ直す良い機会であると受け止め、今後も適切に対応していきます。

## **(3) 消費者被害の防止**

### **現状と課題**

近年、高齢者を狙った悪質商法による消費者被害が後を絶ちません。また、インターネットやスマートフォン等の普及に伴う特殊詐欺被害などの消費者トラブルも増加しています。背景には、一人暮らし高齢者の増加や、親族や地域社会との関係が疎遠な高齢者世帯が増えていることなどが考えられます。

本市では、こうした被害の未然防止を図るため、「生活・消費相談センター」を設置しています。生活・消費相談センターが受ける相談の年代別構成は、60歳以上の割合が最も高く、65歳以上は、全体の約3割を占めています。（「令和4年度調査」）

### **具体的な取組**

今後も、「生活・消費相談センター」で高齢者からの相談に対応していきます。また、消費者被害の未然防止のため、出前講座の実施や、令和4年(2022)10月に、出雲市社会福祉協議会、出雲警察署及び本市の3者で設置した「出雲市消費者安全見守りネットワーク」を通じた啓発も図っていきます。

さらに、第三者が契約を行うことができる成年後見制度の活用や出雲警察署との定期連絡会議の開催等により、消費者被害の防止に取り組んでいきます。

## (4) 成年後見制度の活用

### 現状と課題

成年後見制度<sup>\*1</sup>は、平成12年(2000)4月の介護保険法施行と同時期に、民法の改正により開始された制度です。本市では、弁護士、司法書士等の法律関係者がこの制度にいち早く注目し、平成12年(2000)7月には「出雲成年後見センター」が発足しました。このセンターは、法律関係者以外にも医師、社会福祉士等の多職種で組織され、出雲市社会福祉協議会内の「いずも権利擁護センター」と連携して、判断能力が低下した高齢者等の支援を行っています。また、出雲成年後見センター定例会に、出雲成年後見センター会員、いずも権利擁護センター職員、市職員などが参加し、申立て前にケース検討を行うことで、後見人等へのスムーズな受任調整を図っています。

また、高齢者数の増加に伴い、成年後見制度を利用する人が更に増えることが予測されたため、市では、新たな担い手として期待を寄せられている第三者後見人<sup>\*2</sup>となる「市民後見人<sup>\*3</sup>」の養成を平成25年度から平成26年度にかけて行いました。そして、市民後見人バンク登録者の中から、平成30年(2018)に2名、令和5年(2023)に1名の市民後見人が誕生しました。一方で、市民後見人バンク登録者数が高齢化などの理由で少なくなったため、同年に「市民後見人養成講座」を実施しています。

市では、成年後見制度利用の必要性があり、親族による申立てが期待できない場合には、市長による申立てを行います。また、経済的理由により成年後見制度の理解が困難な高齢者に対しては、申立費用や後見人等の報酬の助成も行っています。

今後も、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、成年後見センターやいずも権利擁護センターと連携を強化していく必要があります。また、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する体制の整備が必要です。

### 具体的な取組

市では、誰もが住み慣れた地域で本人らしい尊厳のある生活ができ、住民一人ひとりが共に社会を創っていくために、権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度を広く周知します。また、地域における権利擁護支援体制を強化していくために、成年後見センターやいずも権利擁護センター、介護サービス事業所、家庭裁判所などで構成する地域連携ネットワークの構築に努め、広報活動、相談業務、利用促進活動、後見人支援業務等を協力して進めます。

併せて、地域に根差し、本人に寄り添った支援活動が期待される市民後見人の活躍についても、その育成や活躍支援について関係団体等と連携して取り組みます。

---

\*1 成年後見制度：認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でないため、自分ひとりでは契約や財産の管理が難しい本人について、その権利を守るため、援助者を選び、本人を法的に支援する制度  
\*2 第三者後見人：本人の親族以外の法律・福祉の専門家その他の第三者で、家庭裁判所に選任された成年後見人  
\*3 市民後見人：市町村等が実施する養成研修を受講するなど成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した者

# 資料編

## 1 出雲市認知症施策推進計画の骨子案と第9期計画の対応関係の整理

出雲市認知症施策推進計画の骨子案と第9期計画の対応について		
出雲市認知症施策推進計画の骨子	第9期計画	(参考)認知症基本法
(1) 認知症に対する正しい理解の普及 ①認知症サポーター等の養成 ②認知症キャラバン・メイトへの支援 ③普及啓発に向けた情報発信(認知症ケア・フォーラム含む) ④医療・介護従事者向けの理解の促進	①認知症に対する正しい知識の普及と認知症の人等を支援する取組 ・認知症サポーターの養成 ・認知症ケアフォーラムの開催 ・認知症キャラバン・メイトへの支援	①認知症に対する国民の理解の増進等
(2) 認知症予防に対する取組 ①認知症予防教室の実施 ②通いの場等における認知症予防の推進	②認知症予防に対する取組 ・認知症予防教室の実施 ・通いの場における認知症予防の取組	②認知症の予防等(早期発見・早期診断を除く)
(3) 早期発見・早期診断・ケアの取組 ①認知症地域支援推進員(認知症コーディネーター)の配置 ②認知症初期集中支援チームの活動 ③認知症サポート医会との連携 ④認知症疾患医療センターによる支援 ⑤オレンジピアによる支援 ⑥もの忘れ看護相談室による支援 ⑦認知症カフェによる支援 ⑧若年性認知症の人に対する支援 ⑨認知症の人の社会参加の機会の確保	③早期発見・早期診断の取組 ・認知症初期集中支援チームの活動 ・認知症ハンドブックの活用 ・認知症地域支援推進員(認知症コーディネーター)の配置 ・若年性認知症の人に対する支援 ・認知症サポート医会との連携	③認知症の人の社会参加の機会の確保 ④保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備 ⑤相談体制の整備等 ⑥認知症の予防等(早期発見・早期診断)
(4) 認知症の人等への支援と認知症支援ネットワークの拡充 ①高齢者あんしん支援センターによる支援 ②いずも権利擁護センターによる支援 ③「認知症家族介護教室」の開催 ④オレンジサポートカノバニーによる支援 ⑤地域の認知症支援者等の確保によるネットワークの拡充 ⑥自立し安心できる暮らしの確保 ⑦行方不明への対応	④認知症支援ネットワークの拡充 ・地域の認知症支援者の活動支援 ・認知症カフェの開設 ・小地域単位のネットワークづくり ・行方不明時の対応	②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 ⑦研究等の推進等(主に社会環境整備)
権利擁護 高齢者の権利擁護	高齢者の権利擁護	

## 2 認知症の人や家族等へのヒアリング

※令和5年度認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業実施報告書(令和6年(2024)3月31日付け 出雲市健康福祉部医療介護連携課)(抄)

本市の「認知症施策推進計画」が、認知症の人と家族の意見を反映したものとなるよう、市内の認知症の人と家族の支援団体による認知症の本人と家族50人へヒアリングを実施し、ヒアリング結果をまとめた。(有効回答者数:認知症の本人23人、家族23人)

(略)

実施時期:令和6年2月~3月

委託先:公益社団法人 認知症の人と家族の会 島根県支部出雲地区会

認知症の本人と家族へのヒアリング内容と結果

**【本人ヒアリング結果】**

＜基本情報＞

年代	60代1名、70代1名、80代12名、90代9名
男女	男性3名、女性20名
主な介護者	子供17名、配偶者6名
同居・別居	同居20名、別居3名

認知症の診断	・物忘れや認知症と言われたことはない。そろそろ認知症になってもおかしくないわね。 ・先生から認知症の心配はいらないよと言ってもらっている。
病気への不安内容	・これまで出来ていたことが出来なくなる。思っていることが話せない。 ・家族に迷惑をかけている気がする。こんな体や頭でバカになっている気がする。

類型	意見の内容
認知症の人に関する理解の促進	◆理解の状況や理解してほしいこと ・あれしたらいいけん、これしたらいいけんばかり言われるのは嫌。 ・近所に出ることは少なくなったが、会ったら声をかけてほしい。 ・以前通っていたデイサービスではイライラしてばかりいた。
	◆啓発について ・こんなデイサービス(認知症デイサービスや小規模)をもっと増えればいい。 ・話しかけてくれるとうれしい。
認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	◆安心して暮らせているか(現状) ・デイの職員がとても優しくしてくれる。ここは良いところだ。(全員) ・家族になんでもしてもらっている気がして安心。(8名)
	◆求める支援内容 ・災害の時何をどうして良いか分からないと思うので指示してくれるとうれしい。
認知症の人の社会参加の機会の確保	◆社会参加の現状や希望(やりたいこと) ・近所の店や知り合いの家に行くのが楽しみ。 ・押し車を使って買い物に連れて行ってもらうとうれしい。(意見多数) ・お花を生けることは女性は好き。(6名) ・どこかに行きたいと希望しなくても家族があちこち連れて行ってくれる。(3名) ・自分の服を自分の目で見て買いたい。(5名) ・コンサートやライブに行きたい。 ・地域作りで菊の花を作っていた、もう一度やってみたい。 ・あちこち行ってみたい、観光地も行きたい。 ・昔からフォークダンスをしていたので続けたい。 ・押し車でよいので散歩は気持ちいいので出かけた。(5名) ・おしゃれをしてあるいてみたいね。
認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	◆権利の保護 ・嫌だと思ふ事は嫌だと言わんといけんと思う。 ・家族に大事にしてもらっている。(4名) ・デイを変ったときは不安があったが今は何でも言える。良くしてもらっていると。(8名)
保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備	◆意思決定支援について ・デイも性格を分かってくれて対応してくれる。
	◆保健医療サービスについて ・昔から通っていた医療機関は気づかってくれて、通所から訪問に変えてくれた。 ・長くなるとつらいので車の中で待つ。大きい病院は待ち時間が長い。 ・待ち時間は長いがいつも妻がいてくれて助かる。
相談体制の整備	◆福祉サービスについて ・今みたいな(認知症デイサービス)がたくさんあったが方が良い。ここの人たちは優しい、親切。(4名) ・前のデイは優しくなかった。今は「もっとしっかりして、もっとしゃんとしなさい」と言わないからうれしい。
	◆相談体制の整備 ・いつでも話を聴いてくれる人や場所がここ(デイサービス)にはあると。(4名)
研究等の推進、認知症の予防	・病院に行くなら早いが良いね。(3名)
出雲市の認知症施策で求めること	・静かでゆったりしている。こんなところにみんなが来れるといいな。 ・車を運転することをやめた。買い物に行きたいが乗り物がない。タクシーチケットでもいいけど。

**【家族ヒアリング結果】**

<基本情報>

年代 50代6名、60代7名、70代4名、80代6名  
 男女 男性9名、女性14名  
 主な要介護者 配偶者10名、両親13名  
 介護の内容 排泄15名、入浴10名、食事16名、外出19名、着替え16名、その他22名(指示)  
 同居・別居 同居18名、別居5名

<b>概要</b>	<p><b>意見の内容</b></p> <p>◆<b>理解の状況や理解してほしいこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外から見たらしっかりしているように見える。家での症状は周りには理解しにくい。こういう状態を理解してほしい。</li> <li>・行方不明になった時、近所の人にさがしてもらった。</li> <li>・認知症という病気より人から心無い言葉を言われるのがつらい。</li> <li>・近所と付き合いが少ないので分からない。</li> <li>・長い間、1人で暮らしていたので、近所の人が見守ってくれて助かった。</li> </ul> <p>◆<b>苦悩について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会やイベントで情報に触れる機会が定期的にあるとよい。(11名)</li> <li>・家族自ら隠すことではないので話すことが大事。</li> <li>・認知症の病態10名、認知症の人の関わり方10名、認知症家族の気持ち11名、地域での支援方法6名</li> <li>・小学校の子供に指さされて罵声を浴びた、子供のころから関わり方を教えてほしい。(3名)</li> </ul>
<b>認知症の人に関する理解の促進</b>	<p>◆<b>現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の認知症をきっかけに陰口ばかり聞き町内会を脱会し、人間不信になった。</li> <li>・履物を替えないと入れないトイレは使えない。</li> <li>・多目的トイレに妻を連れて入ったら変な目で見られた。</li> <li>・他の家の畑の物を取ってもいいよと言ってもらえることを希望。</li> <li>・近所で話題にもならない、町内会自体存続の危機にある。</li> </ul> <p>◆<b>求める支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会には徘徊の話はしてあり、理解してもらえるよう話している。</li> <li>・日常生活の細かいことを断られ困っている。散髪、ショートステイ、入院、行き場がない。</li> <li>・同年代の人たちとの関わりはあって、いつも声をかけてくれるが、若い人たちにも声掛けしてほしい。</li> </ul>
<b>認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進</b>	<p>◆<b>本人の生きがいや社会参加の現状と希望</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今まで簡単なスポーツをしていた。認知症になって出来ないと思うからと言っても仲間が迎えに来てそのスポーツだけは連れて行ってくれる。出来るかどうかでなくて参加することが必要だからと言ってもらっている。</li> <li>・外出などの支援があるとよい。</li> <li>・好きだったこと、趣味だったことを活かしてさせたい。</li> <li>・デイに楽しんで行っているの、デイに行き続けることが出来る状態であればよい。(5名)</li> <li>・私は皆さんのお手伝いに行っています。と迎えに来てくれると弾んで行く。</li> </ul>
<b>認知症の人の社会参加の機会の確保</b>	<p>◆<b>権利の保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員がうまく本人の気持ちをのせてくれる、本人の気持ちを尊重してくれているように感じる。</li> <li>・最初に行った通常のディサービスは本人も嫌だと言い行きたくないようだった。今は人数の少ないデイでよく対応してもらい喜んで行っている。(6名)</li> <li>・家族の意見も聞いてもらっている。</li> <li>・本人の思いをどう導きだすか、思いを聞き出すことが難しい、そこに大きくかかわりを持ってもらえると嬉しい。</li> </ul> <p>◆<b>意思決定支援について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形にはまらないこと、臨機応変。</li> <li>・介護保険開始時、本人を参加させず周りで何もかも決めてしまったことはいけなかった、本人をまきこむべきだったと反省している。</li> <li>・本人はボランティアのつもりでデイに行っていることを拒否しないでくれる。(5名)</li> </ul>
<b>認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護</b>	<p>◆<b>保健医療サービスについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開業医14名、専門医17名、総合病院15名、疾患センター3名</li> <li>・認知症の検査など頼んでないが、普段の診察と一緒に見てくれるので助かる。</li> <li>・事務の人や看護士が来られましたか。と声をかけてくれるとホッとする。</li> <li>・近所の開業医で診てもらったが、認知症と言われ薬をもらっている。</li> <li>・いつも満員で別室で待ちたいが車椅子で待つところもないので車の中で待っていた。</li> </ul> <p>◆<b>福祉サービスについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色々外に連れて行ってもらえて本人も嫌がることはない。少人数が良い。デイに通うようになってからテレビに向かって手を振ったり身体を動かしたり手拍子したりしている。明るくなった。</li> <li>・記録もきちんと書いてくれて安心うれしい。(6名)</li> <li>・少人数で介護出来るところがたくさんあればいい。(5名)</li> <li>・ショートステイを利用したが記録もない。どんな様子か分からない。(2名)</li> <li>・ショートステイに数日行ったら、身体が固くなっていて、リハビリ等がない。</li> <li>・デイで本日の空気があれば連絡してくれる。とてもありがたい。</li> <li>・デイで長い時間見てくれるところがあるといい。</li> <li>・時間の融通を付けてもらっている。</li> <li>・本人に合わせて畑をさせてもらったり、利用日ではない日に1人でデイに行き、お茶を出してもらったりして上手に対応してもらった。</li> </ul>
<b>保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困りことはみんな家族から言われるのでつづれそうだったが、今の小規模多機能は何も言わなくても気持ちを汲んで進んでしてくれて助かる。</li> <li>・ケアマネによって力量が違う。(3名)</li> <li>・認知症カフェに来られる人と話することで気持ちが楽になり、他の話も聞けて助かっている、楽しみにしている。</li> <li>・以前他の病気でかかっていた、物忘れの事もそのまま相談出来た。</li> <li>・全く知らない土地で手探りだった、民生委員に相談出来ると聞いていたが民生委員が誰か分からなかった。</li> <li>・介護や日頃の困りごとをよく相談する相手は、ケアマネ・かかりつけ医・デイの職員・家族の会が主な相談先。</li> </ul>
<b>相談体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断の時がチャンスだと思う。簡易テストでもいいので行って欲しい。家族がおかしいと思っても連れていくことが出来なかった。(4名)</li> <li>・周りの人も様子がおかしいと思ったらすぐ教えてほしい。</li> <li>・遠方に住んでいたから早期対応が難しくなってきた。</li> <li>・病院が嫌い。空白の時期にイラついたりするのでどうしたら受診や検診に行けるのか。工夫が必要。</li> <li>・80歳になったら必ず簡易検査をするとかの義務があればいい。</li> </ul>
<b>研究等の推進、認知症の予防</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人は長生きをすることはあまりないと思う。専門の訪問診療を使うほどでもなく、誰に看取ってもらえばいいか分からない。</li> <li>・救急で介護者が受診するとき、残された当事者を誰かに委託する時間は考えられないので、特に夜は誰かに頼みたい。</li> <li>・介護職給料等の今後が心配で、このままではデイもやがてなくなっていくのではないかと心配になる。通所出来なくなるといふ、家族が壊れるところを増やしてほしい。いろんな人のいろんな話を聴きたい、親族から聞くとかチンとくる。介護が終わった人の話も聴きたい。カフェの充実もだが、市として介護者会のようなものを大きい単位で開いてほしい。小さい単位ではあそここの人がと陰口を言われそうだから多数で語ってみたい。ワールドカフェみたいなこと。</li> </ul>
<b>出都市の認知症施設で求めること</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、家族がフルタイムからパートタイムに変わってデイサービスが来るのを待っている(9時半ごろ)。介護者が高齢になった時に生活が出来ないことは見えている。介護難題新しい方法を考えてほしい。(3名)</li> <li>・今後も家で見ていかれるかどうか心配。</li> <li>・介護保険の仕組みが使うまでは分からないので、変更になる機会に認知症に関係ある部分だけでも良いので住民(地区単位)にも説明してほしい。(3名)</li> <li>・高齢者がいる居ないにかかわらず、介護と縁のない40代から80代の人たちに行きやすい講座を。理解していない人が多すぎる。</li> </ul>

### 3 認知症施策強化検討会（旧：認知症高齢者支援強化検討会）検討状況

年月日	検討事項等
令和5年 12月13日(水)	・認知症基本法を踏まえた認知症ケアの方向性
令和6年 5月22日(水)	・認知症施策推進計画準備事業の報告 ・計画期間及び骨子案の整理
8月22日(木)	・国の計画素案を踏まえた素案の提示 ・各施策の論点提示
令和7年 1月22日(水)	・国の計画を踏まえた最終案

### 4 認知症施策強化検討会委員名簿（令和7年1月時点）

氏名	所属
石飛 忠海	認知症コーディネーター
大島 俊介	高齢者あんしん支援センター センター長
大錦 清文	出雲市社会福祉協議会 地域福祉課 課長補佐
梶谷 麻由子	島根大学医学部附属病院 しまね認知症疾患医療センター 看護師
嘉村 正徳	嘉村医院 院長 出雲医師会 副会長
川谷 美佐子	介護保険老人保健施設「まんだ」介護部長 出雲市認知症キャラバン・メイト連絡会会長
川谷 吉正	出雲市民生委員児童委員協議会会長 北浜地区民生委員児童委員協議会会長
黒松 基子	認知症の人と家族の会島根県支部 代表世話人 小規模多機能型居宅介護 セカンド・サロンえるだー 取締役 介護保険サービス事業者連絡会訪問介護部 代表
高橋 幸男	エスポアール出雲クリニック 院長
竹内 純子	出雲市立総合医療センター 認知症看護認定看護師
長井 篤	島根大学医学部附属病院 しまね認知症疾患医療センター センター長
深田 倍行	深田医院 院長
村下 伯	島根県出雲保健所 所長
山下 一也	島根県立大学 学長
吉田 朋子	出雲市認知症初期集中支援チーム 支援チーム員 エスポアール出雲クリニック 作業療法士

（五十音順、敬称略）

## 5 出雲市認知症施策強化検討会設置要綱

(令和6年出雲市告示第360号)

(設置)

第1条 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)第3条の基本理念にのっとり、認知症に対する正しい理解の普及や認知症の人とその家族が暮らしやすいまちづくりを、地域住民、専門スタッフ、関係機関及び行政が、一体となって認知症施策を検討し実践することで、認知症の人を含めた市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的として、出雲市認知症施策強化検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 認知症の人が暮らしやすい社会環境の醸成(ネットワークづくり)に関すること。
- (2) その他出雲市における認知症の人とその家族の支援に関する諸課題に関すること。

(組織)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる者20人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 認知症の人とその家族への支援に関わる保健・医療・福祉の関係者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 検討会は、次により運営する。

- (1) 検討会の進行は、医療介護連携課長又は医療介護連携課長が指名する者が行う。
- (2) 検討会において協議した結果を必要に応じ介護保険運営協議会に報告する。
- (3) 検討会の開催は、年1回以上とする。
- (4) 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、健康福祉部医療介護連携課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。